

○東京都市大学男女共同参画委員会規程

〔平成 21 年 7 月 27 日
制 定〕

改正 平成 24 年 6 月 18 日

(設置)

第1条 東京都市大学(以下「本学」という。)に、本学における男女共同参画を推進するために、男女共同参画委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 学長または副学長
- (2) 各キャンパスから1名の学部長
- (3) 事務局長
- (4) 学生部長
- (5) 男女共同参画室長
- (6) その他学長が必要と認めた者

2 議長は、必要に応じて前項以外の者を出席させることができる。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員長は前条第1項第1号のものがあたる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとする。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 男女共同参画の推進に係る基本理念に関する事項
- (2) 男女共同参画の推進方策の企画、立案に関する事項
- (3) 男女共同参画の現状分析、課題の把握及びその対策に関する事項
- (4) 男女共同参画の推進のための啓発活動や広報活動の在り方に関する事項
- (5) その他男女共同参画に関する事項

(男女共同参画室)

第6条 委員会は、その下部組織として、委員会で決定された方策を推進・実施するために男女共同参画室を置く。

2 男女共同参画室の組織及び運営については、委員会が別に定める。

(幹事)

第7条 委員会の幹事は、男女共同参画室があたる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、学長が行う。

付 則(平成 24 年 6 月 18 日)

この規程は、平成 24 年 4 月 23 日より適用する。